

平成26年度漁業者等緊急保証対策事業のご案内

<目的>

東日本大震災により、漁業を営まれている皆様が所有する漁船・養殖施設等の漁業生産基盤及び活動支援の中核的な役割を担う漁協の事業施設が流失・損壊等の壊滅的な被害を受けている状況に鑑み、復旧・復興のための漁船建造資金、運転資金、漁協等の復旧資金等に対する緊急的な融資保証支援を行います。

<平成26年度保証枠>

178億円

(漁業近代化資金及び漁協等向け資金を含む民間融資が対象です)

<主な内容>

漁業を営まれている皆様や漁協等の復旧・復興関係資金等について、無担保・無保証人融資を推進するための緊急的な保証を行います。

- ①対 象 者：東日本大震災により被害を受けられた漁業を営まれている方、水産加工業を営まれている方、漁協等(ただし、被災したことを証明する資料(罹災証明書等)が必要です)
- ②対 象 資 金：すべての事業資金
- ③担保及び保証人：新たな徴求は行いません
- ④保証の限度額：ございません
- ⑤保証引受期間：平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- ⑥保 証 期 間：23年以内
- ⑦利 用 者 出 資：漁業信用基金協会へ既に会員出資をされている方(漁協の組合員を含む)は、出資金の負担はありません
- ⑧保 証 料：漁業信用基金協会が本事業により引き受けた保証について本年度分の保証料は必要ありません(無料)

※ 審査の結果、ご希望に添いかねる場合もあります。

○パンフレットは、次頁以降をご参照ください。

○詳細については、以下の機関にご相談ください。

- お近くの信漁連等の民間金融機関

(<http://www.jfmbk.jp/ib/japan-map.htm>)

- お近くの漁業信用基金協会

(<http://www.gyoshinki-chuo.or.jp/sub4.html>)

- 水産庁の担当部局 水産経営課 (03-6744-2346)

漁業者等緊急保証対策事業のご案内

「早く漁業を再開したい」「再開のための融資を受けたい」
「でも担保も保証人もない」という皆様へ

東日本大震災対策により

漁業信用基金協会が
皆様の借入金を
全額保証 します

保証料助成も行います

詳しくは裏面へ！！

それは、こんな事業です

- すべての事業資金の保証支援を行います
- 保証料は最初の1年間は無料です * 1
- 漁業信用基金協会への会員出資をされている方は、新たな出資負担はありません。
- 所要額の 100%が保証されます(一部除外資金があります)
- 保証限度額はありません

皆様の質問にお答えします

Q1 誰が保証を受けられるのですか



東日本大震災により被害を受けた全国の中小漁業者、水産加工業者、漁協などです。

Q2 保証を受けるのには何が必要なのですか



被災した事を証明する資料(罹災証明書等)が必要です。
(詳しくは信漁連や漁協、漁業信用基金協会へお問い合わせ下さい。)

Q3 保証の申込みはいつまで受け付けているのですか



当面、平成24年3月末までを予定しています。 * 2

まずはご相談ください



※ 審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

- お近くの信漁連等の民間金融機関
<http://www.jfmbk.jp/ib/japan-map.htm>
- お近くの漁業信用基金協会
<http://www.gyoshinki-chuo.or.jp/sub4.html>
- 水産庁の担当部局 水産経営課 03-6744-2346
農林水産省

* 1

保証料は、本年度分（平成23～25年度に引き受けた保証を含む）について無料になります。

* 2

保証の申込み期間は、当面の間、平成27年3月末までを予定しています。